

## 第34回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月12日(金)午後1時50分から午後3時05分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(13人)

会	長	14番	前川	正人								
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一					
		3番	伊東	登	5番	唯野	哲夫					
		6番	坂本	雄司	7番	後藤	義昭					
		9番	小島	良金	10番	佐藤	雄一					
		11番	武島	竜太	12番	中和田	吉彦					
		13番	目黒	正一								

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
農地係長	門馬優樹
事務局主査	大河原康平

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 人事の発令について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和6年度第1号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和6年度相馬市農業委員会活動計画書(案)について

議案第8号 令和6年度最適化活動の目標の設置等について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。一同「礼」着席願います。

議 長            本日は、第34回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第34回相馬市農業委員会総会を開会いたします。日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長        それでは、先月の総会以降の諸般についてご報告申し上げます。お手元の資料 諸般の報告をご覧ください。3月12日(火)総会終了後に農業振興委員会を開催、本日の総会の議案として上程しておりますが、令和6年度農業委員会活動計画書(案)、最適化活動の目標の設定等についての協議を行っております。3月13日(水)玉野地区座談会を実施しております。3月27日(水)本日の総会に係る議案を郵送で配布をさせていただいております。3月29日(金)に3月31日付け事務局職員の人事異動に伴う辞令交付を行っております。4月1日(月)4月1日付け事務局職員の人事異動に伴う辞令交付を行っております。4月3日(水)成田地区で農地の転用事実に関する調査を行っております。4月5日(金)本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長            次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番坂本雄司委員、7番後藤義昭委員、ご両名を指名いたします。次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長            次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分について、を議題といたします。(1)人事の発令について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局            それでは、報告第1号専決処分についてご説明いたします。  
                  (1) 人事の発令について、3月31日付け出向関係について、相馬市に出向を命ずる、農業委員会事務局農地係長橋本庸介。次に、4月1日付け異動関係について、情報政策課広報広聴係長門馬優樹、相馬市農業委員会職員に任命する。農地係長を命ずる。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定によって、職員は農業委員会が任免することとなっております。すなわち、本来ですと農業委員会の議決によって任免される訳であります。しかしながら、人事発令は総会前に行われておりますので、専決処分によって決定したところであります。なお、橋本係長におかれましては、4月1日付けで、市民会館業務係長として、その任務に就いております。報告第1号(1)人事の発令につきましては、説明は以上です。

議 長            質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長            質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。ここで、異動のあった職員より、ごあいさつをお願いします。

農地係長        4月1日付けで農地係長を拝命いたしました門馬優樹と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議 長            次に報告第2号報告事項について、を議題といたします。  
                  (1) 農地転用許可に係る工事完了報告について (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について (3) 農地使用賃借合意解約届出について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局            報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は3件の報告を受理いたしました。去る4月5日に5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員とともに、現地調査を

実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は11件の届出を受理いたしました。権利の取得事由については、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望等はありませんでした。

(3) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出がございました。解約の理由は、本総会に上程されております議案第4号、農地法第5条、案件2番の申請のための合意解約となっています。説明は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に議案第1号農地法第3条の規定による許可処分の取消し願について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可処分の取消し願について、事務局よりご説明申し上げます。番号1になります。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。議決年月日、許可年月日は、令和5年2月10日、取消願出年月日は、令和6年3月6日、許可申請の内容は賃借権の設定(3年間)になります。被設定人が実施する営農型発電事業における下部の農地の耕作権の設定が許可取り消し願の内容になります。取消の理由については、許可地は当初の想定よりも水はけが悪いことが判明し、ヒサカキの十分な生育が見込まれない立地であると判断したことから、営農型発電太陽光発電事業の実施を断念し、賃借権の設定(3年間)の許可の取り消しを求めるものです。去る令和6年4月5日に、5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員で土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。続いて、番号2になります。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。議決年月日、許可年月日は、令和5年3月13

日、取消願出年月日は、令和6年3月6日、許可申請の内容は区分地上権の設定（3年間）になります。本件は、議案第1号の番号1、と同様で、被設定人が実施する営農型発電事業における太陽光パネルを農地の上空に設置するための権利の設定が許可取り消し願の内容になります。取消の理由については、番号1と同様になります。去る令和6年4月5日に5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員で土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。事務局の説明は、以上です。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員願います。

7 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可処分取消し願について、1番案件・2番案件についてご説明いたします。去る4月5日に5番委員、6番委員、地区担当の推進員と事務局2名で現地調査を行いましたので、担当調査員を代表して調査結果を報告いたします。被設定人、設定人、地名、地番面積については議案書記載のとおりです。許可処分取消し理由は水はけが想定より悪くヒサカキの生育が見込まれないため、営農型太陽光発電事業を断念した事であります。地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答を頂いております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件について、許可処分の取消しを決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可処分の取消し願について、原案のとおり可決いたします。次に議案第2号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局           議案第2号農地法第5条の規定による許可取消し願について、事務局よりご説明いたします。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。議決年月日、許可年月日は、令和5年3月13日。取消願出年月日は、令和6年3月6日。許可申請内容は、営農型太陽光発電用地（一時転用）で、被設定人が実施する同事業における太陽光パネルの支柱に係る一時転用が許可取り消し願の内容であります。取消の理由については、議案第1号番号1番、2番と同様です。去る令和6年4月5日に、5番委員、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員で土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。事務局の説明は以上です。

議 長           調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員願います。

7 番           議案第2号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について、1番案件についてご報告いたします。被設定人、設定人、地名、地番面積については議案書記載のとおりです。去る4月5日に5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。被設定人、設定人、地名、地番面積については議案書記載のとおりです。許可処分の取消し理由は、水捌けが想定より悪くヒサカキの生育が見込めないため、営農型太陽光発電事業を断念した事であります。また地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。以上です。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可処分  
の取消しすることに決定することご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の  
規定による許可処分の取消し願については、原案のとおり可決  
いたします。次に、議案第3号農地法第3条の規定による許可  
申請について、を議題といたします。調査担当委員より調査の  
報告を願います。番号1番から番号2番について担当委員挙手  
願います。1番丹野義基委員願います。

1 番 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、1  
番案件と2番案件について報告いたします。1番案件につい  
て、去る4月1日に地区担当の推進委員とともに、譲受人の自  
宅を訪問し、聞き取り調査を行いましたので、調査担当委員を  
代表して調査結果を報告いたします。申請人、申請地等につい  
ては、議案書に記載のとおりです。権利の設定内容は、所有権  
の移転(贈与)となっております。譲受人は会社勤めを辞め、  
農業に専念するというので、これまでの稲作と野菜類(セリ)  
等の畑作における作付け品目の拡充を計っていきたいとの  
ことでした。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従  
事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりで  
す。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査、聞き取り調  
査にて確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用要  
件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしてお  
ります。次に、許可基準第2号については、農地所有適格法人  
要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該  
当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無につい  
ては、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準  
第5号譲受人に転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入

れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号、地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員より現地調査、聞き取り調査において「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可基準第1号から第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。

続いて、2番案件について報告をいたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。去る4月5日に、地区担当の推進委員とともに譲受人の自宅を訪問し、聞き取り調査並びに現地確認を行ってきましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。この案件は農地法改正による下限面積の廃止に伴う、新規就農者への所有権の移転申請によるものであります。譲受人は震災後議案書記載の住所に移転してから隣接する譲渡人の畑を家庭菜園として耕作していたようです。申請人及び申請地等については議案書記載のとおりです。権利の設定内容については所有権移転（売買）になっております。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、所有する農地がないため、不耕作地がないことを確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、許可基準第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号については、農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号譲受人に転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも聞き取り調査にて「意見なし」との回答を頂いております。よって、許可基準第1号から第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長

次に、番号3番について担当委員挙手願います。2番佐畑幸

一委員お願いします。

2 番 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、3番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。去る3月30日に10番委員、地区担当の推進委員と3人で被設定人の自宅を訪問し、本人より聞き取り調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（贈与）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号借入地の転貸、質入れについては、聞き取り調査において譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって許可基準相当であることから判断いたしました。報告は以上です。

議 長 次に、番号4番について担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員お願いします。

5 番 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、4番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。去る4月1日に、地区担当の推進委員、譲受人と会って、聞き取り調査を行っております。権利の設定内容は、所有権移転（贈与）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲

受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号借入地の転貸・質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号、地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まですべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。報告は以上です。

議長 次に、番号5番から番号6番について担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員願います。

10番 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、5番と6番案件について報告いたします。譲受人が同一なのでまとめて報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。去る4月2日に地区担当の推進委員と被設定人の自宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（売買）となります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりでございます。譲受人には、農地がないため不耕作地がないことを聞き取り調査において確認いたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、今までも相対で借り耕作していたことから地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員から聞き取り調査にて「意見なし」との回答をいただいております。許可基準第

1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、よって5番案件と6番案件共に許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議長 次に、番号7番から番号8番について担当委員挙手願います。  
12番中和田吉彦委員お願いします。

12番 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、7番案件、8番案件について報告いたします。7番案件について申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。去る3月29日に地区担当の推進委員と事務局2名と譲受人共に立ち合いをして現地調査を行いました。また、去る4月5日には8番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを聞き取り調査において確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号借入地の転貸、質入れについて、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、7番案件について許可相当であると判断いたしました。続いて、8番案件について報告をいたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。去る3月29日に地区担当の推進委員、事務局と共に譲受人等の宅に立ち合いのもと、現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して報告いたします。権利の設定内容は、所有権移転（売買）●●字●●●●●番地、●

●●番地、●●字●●●●●番地の●、●●●番地の●は所有権移転（贈与）となります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを聞き取り調査により確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、許可基準第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、「意見なし」との回答をいただいております。よって許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第3条の規定による許可処申請について、事務局より3点、補足説明いたします。1点目、番号1についてですが、許可の内容が、親子間の生前一括贈与による所有権移転となっております。申請の主な理由は、経営移譲を行うとともに、贈与税の納税猶予制度を活用することを目的とした申請であることのことです。続いて、番号3になりますが、申請の理由として、申請地が譲渡人の住所より離れた場所に位置しているため、耕作、管理が困難であること、また、申請地の隣接地が譲受人の所有する畑であり、本申請地を経由しなければ譲受人の所有する畑に進入できないという理由があり、譲受人にまとめて畑として耕作、管理をしていただくことで本申請に至ったとのことです。補足説明は以上になります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1番については、譲受人と譲渡人および申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)です。工事期間は、許可の日から12ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾、及び売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていることを確認しております。次に、転用許可基準第5号の周辺農地の営農条件に支障を生じないこと、をご覧ください。①土砂の流出等の災害を防止するための措置については、志賀秀行地区担当推進委員による事前の現地立ち合いの際、近傍の太陽光発電事業用地で法面の崩れが発生し、農地に影響を与えた事例があったため、本件においては法面崩落防止措置をとるよう意見があったことから、東側境界線から事業用地を約2.9メートル離すことで土砂の流出等を防止するための措置をとるものです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。案件2番については、

譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅、物置、駐車場用地で、譲受人は、妻、子ども2人の4人家族で、現在住んでいるアパートは手狭なため、申請地を整備し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。案件3番については、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、駐車場・通路用地で、譲受人は、従業員用駐車場が満杯のため、事業地の近くで新たに駐車場等を設けるものです。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定（20年間）です。工事期間は、許可の日から1カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、案件1番について報告いたします、去る3月6日に2番委員、3番委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人、申請地等については議案書記載のとおりです。権利の移転設定の内容は所有権の移転（売買）となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地で第1種農地であります。しかしこの案件につきましては不許可の例外事業である集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当しません。許可基準第4号は議案書記載のとおりの方策で周辺農地への支障はないものと判断いたしました。以上のことから許可相当と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 続いて、番号2番から3番について担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員願います。

6 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、番号2番から3番について報告いたします。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から21番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局より、ご説明申し上げます。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会が毎年実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地として分類された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。お手元に参考資料と書かれ

た資料を事前にお配りしています。こちらは現地調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。説明は以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員願います。

7 番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る4月5日に、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。地目については、番号1番、番号7番、番号8番、番号10番、番号13番、番号15番から番号21番までは「原野」、番号2番から番号6番、番号9番、番号11番、番号12番、番号14番は「山林」と判断いたしました。したがって番号1番から番号21番まですべて非農地と判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。次に議案第5号令和6年度第1号農用地利用集積計画について、を議題といたします

す。議案第6号番号1番について私が議事参与の制限に該当いたしますので、議長を目黒正一会長職務代理者と交代いたします。

議長　それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。議案第6号番号1番を抽出し議題いたします。本件に関し14番前川正人委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、暫時の間退場願います。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局　議案第6号令和6年度第1号農用地利用集積計画について、番号1番について事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、新たに田を新規の利用権設定する新たな契約となります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、満たしております。以上でございます。

議長　質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長　質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長　討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長　ご異議なしと認めます。よって議案第6号令和6年度番号1番については同意することに決せられました。14番前川正人委員の入場を認めます。14番前川正人委員にご報告いたします。議案第6号中、番号1番については、同意することに決定されました。以上で議長を交代します。

議 長 次に議案第6号番号2番から4番を議題といたします。議案第6号番号2番から4番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 続きまして番号2番から4番について事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりであります。番号2番については相対契約から新たに利用権設定による新規契約となります。番号3番については耕作者変更による新たな利用権設定による新規契約となります。番号4番については被設定人の●●●●氏は認定新規就農者として新たにきゅうりを作付けするための畑に農地中間管理機構を通じての新たな利用権設定による新規契約となります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、満たしております。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号令和6年度第1号農用地利用集積等促進計画については同意することに決せられました

た。次に議案第7号令和6年度相馬市農業委員会活動計画書（案）について及び議案第8号令和6年度最適化活動の目標の設定等については、関連がありますので、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長           ご異議がないようですので一括議題といたします。農業振興委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

振興委員長   議案第7号、第8号につきまして説明申し上げます。去る3月12日、総会終了後に農業振興委員会を開催し、協議をいたしました。協議内容等について、ご説明いたします。議案第7号、令和6年度相馬市農業委員会活動計画書（案）については、事務局より、前年度からの変更点として、令和5年度中に市内35地区での地域座談会に出席、今年度に目標地図の素案を作成し、市に提出する予定であり、市は素案をもとに令和6年度末までに地域計画策定するため、引き続き農業委員会としても地域計画策定への協力という重要な役割を担うことから、1.目標の（5）地域計画策定への協力を追加したとの説明がありました。協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。次に、議案第8号、令和6年度最適化活動の目標の設定等については、事務局より、Ⅰ農業委員会の状況やⅡ最適化活動の目標について、令和5年度の活動状況を鑑み、目標を設定したとの説明がありました。議案第7号の令和6年度相馬市農業委員会活動計画書（案）とも整合性が図られており、協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。なお、詳細については、事務局より補足説明をお願いします。報告は以上です。

議 長           続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局           議案第7号令和6年度相馬市農業委員会活動計画書（案）について、補足説明いたします。議案を朗読させていただきます。前年度からの変更点として、令和5年度中に市内35地区での地域座談会に出席、今年度に目標地図の素案を作成し、市に提出する

予定であり、市は素案をもとに令和6年度末までに地域計画策定するため、引き続き農業委員会としても地域計画策定への協力という重要な役割を担うことから、1.目標の(5)地域計画策定への協力を追加した内容で令和6年3月12日の総会終了後、農業振興委員会を開催し、委員の皆様にご了解を頂き、総会に議案として提案させていただくものです。

続きまして、議案第8号令和6年度最適化活動の目標の設定等について、議案書をご覧ください。「I 農業委員会の状況」につきましては、令和6年4月1日現在の農業委員会体制及び農家数や農業者数は、農林業センサス等による直近の数値を記載しております。経営体数(経営体)の認定農業数は令和5年4月1日現在と比較して2経営体の減の167経営体、認定新規就農者数は1経営体の減の0経営体、農業参入法人数は1経営体増の18経営体となっております。また耕作面積についても田が30ヘクタール減の2,640ヘクタール、畑も15ヘクタール減の636ヘクタールとなっており、これらの数字を基準に目標の設定を行っています。「II. 最適化活動の目標」「1. 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」の目標については、①現状及び課題については議案書記載のとおりであり、②目標について県が示している浜通り地区の集積率の目標が、令和11年度末までに77%と設定されており、その集積率を記載しております。現在の集積率と比較して、段階的に少しでも目標の集積率(77パーセント)に近づけるため、今年度の集積面積を163ヘクタール増の1,542ヘクタール、令和6年度末の集積率の目標を47.0パーセントと設定しております。(2) 遊休農地の解消につきましては、①現状及び課題について議案書記載のとおりです。②目標として、ア既存遊休農地の解消a緑区分の遊休農地の解消につきましては令和3年度における緑区分の面積23.0ヘクタールの5分の1にあたる、4.6ヘクタールが緑区分の遊休農地の解消面積、イ新規発生遊休農地の解消 前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積14.0ヘクタールとなります。また、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地39.7ヘクタールについて、ほ場整備に近接している黄区分は、積極的に解消に向けた活動を実施し、周辺の状況から、農地に復元しても再び荒廃化する可能性の高い農地については、非農地化を進めます。(3) 新規参入の促進につきましては、①現状及び課題

について5年度に新規参入者1経営体5.3ヘクタールでした。  
②目標については一定の面積、(過去3年間の農地の権利移動面積の平均の1割)を新規参入者への貸付農地として公表するように、という内容となっております、15.9ヘクタールと設定しております。続きまして、2.最適化活動の活動目標についてですが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、委員1人当たりの月の活動日数について、3月の振興委員会でも承諾いただきましたが月8日と設定いたしました。

(2)活動強化月間の設定目標については、前年同様、年3回の設定とし、取組項目は令和6年8月遊休農地の解消利用状況調査の実施、遊休農地解消(啓蒙)活動 同年12月農地の集積・集約 次期作へ向け、所有者及び担い手の意向把握や働きかけによる農地集積の推進 令和7年1月新規参入の促進 広報紙等への掲載による、新規参入促進PRとなっております。(3)新規参入相談会への参加目標につきましても、新規参入相談会につきましてもは参加回数を1回と設定しております。開催時期令和6年9月から令和7年1月相談会名、新農業人フェア、参加者数1名以上、東京都内で開催予定の新・農業人フェアに1回の参加回数として設定しております。県が主催する新規参入相談会において、参加者から、就農意向等の情報収集を行うとともに市のPRを実施、以上が説明となりますが、目標設定につきましてもは、ある程度、国や県の指導に沿った形にならざるを得ない部分がございます。ご理解いただきたいと思います。説明は、以上となります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長       ご異議なしと認めます。よって議案第7号令和6年度相馬市農業委員会活動計画書(案)について及び議案第8号令和6年度最適化活動の目標の設定等については、原案どおり決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長       ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第34回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 6 番 坂 本 雄 司

議事録署名委員 7 番 後 藤 義 昭